組織的金地金等密輸事犯に対する取締りの強力な推進について（通達乙）

（令和８年２月９日、組対発第49号）

【概要】

近年、金地金から不正に利益を得るための犯行スキームが組織的に構築されている状況がうかがえるほか、キャッシュ・クーリエ事案についても同様に組織的な関与がうかがわれることに鑑み、組織的に敢行されていることが疑われるこれら事案は組織犯罪であるとの認識を持った上で、組織の実態解明の推進や税関と緊密に連携した取締りの推進等を行うことにより、それらの取締りを強力に推進することを指示したものです。